

「旧日本維新の会」 令和5年度交付分政務活動費に関する調査報告(概要)

1 調査結果(主な問題点)

(1) 坂元議員(広報誌発行/返還済)

・年度内履行が原則であるところ、それが不可能なことが分かっているながら業務委託費を前払いした。

・金額の妥当性の確認に必要な見積書や、確実な業務の履行を保障するための契約書などの重要な書類を作成しておらず、適正な手続きに沿って行われたとは認められない。そのため、契約内容や契約額についても、十分に検討がなされたのか疑問がある。

※広報誌発行の委託業務で契約書を作成することは「札幌市議会政務活動費の手引き(以下、「手引き」という。)」に定めており、手引きに反する。

(2) 坂元議員(経理責任者としての責任)

・領収書の確認だけで支出を決定し、手引きで示す挙証書類などにより、支出の必要性や妥当性を確認することを怠った。

(3) 荒井議員(広報誌発行/返還済)

・年度内履行が不可能なことが分かっているながら、業務委託費を前払いしたうえ、本件が明るみとなった令和6年11月時点でも発行していなかった。そもそも荒井議員は政務活動費の返還額を減らす目的で前払いをしたことを認めている。

・支払から8か月以上にわたり履行しなかった理由が不明瞭であることや、契約書に広報紙の仕様や配布する地域等の記載が全くないという重大な不備があることから、履行の意思があったのかも疑念がある。

(4) 荒井議員(北22条事務所/5月分家賃、事務所の人件費) ※人件費はR7.1月返還済

・政務活動事務所を他の用途(後援会や政党活動など)と兼用で使用する場合は、活動の実態に応じて按分し、政務活動費による支出の割合を決定することを手引きに定めている。

※活動実態に応じた按分は全支出に共通するルールとして規定している。

・北22条の事務所は、選挙事務所として令和5年2月頃から4月末まで賃借した物件であったが、4月中の退去が難しかったため、当選後にそのまま1か月間追加で賃借し、5月分賃料を政務活動事務所として全額政務活動費で支出した。荒井議員の申し出通りここで政務活動を行っていたとしても、選挙事務所の退去のために延長した期間であったことは否定できない。

・当時の事務所の看板には「日本維新の会」とだけ書かれており、政党のポスター等が複数枚貼られていた一方で、荒井議員の氏名や顔写真のポスター等は貼られておらず、外形的には「日本維新の会」の政党事務所であった。

・人件費について、提出された雇用契約書は事後的に作成したことを荒井議員が認めている。加えて、雇用契約書の被雇用者名が法人名である、勤務場所や具体的な業務内容が記載されていない、日付が誤っているなどの不備があり、第三者への説明に足る資料と認められない。

(5) 荒井議員(北 35 条事務所／9～3月分家賃等)

・政党からの指示で事務所を開いたが、入居から退去まで電気及びガスの契約をしなかったと
いい、ほとんど使用実態がなかったことを本人が認めているうえ、その所在も一般に公開して
いない事務所であった。政務活動のために必要な事務所と言えないことは明らかである。

・これに加えて、提出書類の調査を行ったところ、賃貸借契約書の使用目的に「住居兼事務
所」、賃貸住宅総合保険申込書に「居住用」と記載があり、また、同申込書の申込者住所欄に、
荒井議員の住所として当該事務所の住所が記載されていた。これらの書面から、荒井議員が
当該事務所を住居として使用していた疑義が生じたが、本人はこれを否定しており、事実を明
らかにできなかった。(※手引きにて、自宅には事務所費を支出できないことを定めている。)

(6) 荒井議員(調査研究費／視察旅費)

・大阪市への視察にて、大相撲会場の視察を行ったとしているが、視察先との調整を行って
おらず、相手先対応者のいない視察である。この場合、写真を撮影して報告書に添付すること
などにより、視察の実績を明確にすることが手引きに定められているが、出張報告書に添付され
ておらず、手引き違反である。

・拳証書類として提出された出張報告書を調査したところ、基本的な事項である視察日の記載
を誤っていたことが判明したが、視察日の記載誤りだと判明する前に行った聞き取り調査で
は、時間の辻褄を合わせただけの、事実と異なる証言がなされた。

2 新たに不適正とした支出

(1) 荒井議員の事務所費(北 22 条) …上記 1 (4)

選挙事務所及び政党事務所の要素が含まれており、政務活動だけを行う事務所とは言え
ないため、5月分家賃 63,870 円のうち、政務活動と政党(選挙)活動の 1/2 で按分し
て支出する必要がある。そのため、当該事務所費の半額(31,935 円)の返還を求める。

(2) 荒井議員の事務所費(北 35 条) …上記 1 (5)

政務活動に必要な事務所と認められないため、全額(635,700 円)の返還を求める。

内訳：仲介手数料 60,500 円、保証料 71,900 円、9～3月分家賃 503,300 円

3 再発防止策の構築等

坂元・荒井に対しては、上記 2 の返還に加え、再発防止策として次の対応を求める。

- (1) 行政書士等の専門家が契約書等の書類をチェックするなど、会派のチェック体制や管理
体制を抜本的に整備し、不適正な支出の再発防止策を講じること。
- (2) 令和 6 年度交付分の政務活動費の支出が適正かどうか確認するため、収支報告書の提出
時には「会派又は議員が保管しなければならない書類」と規定されている書類を併せて
提出すること。

※波田議員および丸岡議員にも、手引きで保管を定める文書(広報誌発行に係る業務委託
の契約書)の不存在があったため、規程や手引きの正しい理解、順守を求める。